

平成 29 年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」 募 集 要 綱

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣 旨

母子生活支援施設等には、DV被害や児童虐待を受けた母と子、心身に障害のある母と子など、心理的・経済的に多様で困難な課題のある方が入所しています。こうした母子世帯が主体的に自立を図るためには、生活の営みの支援、生活の場の確保とともに、就労や進学等に対して支援を行っていくことが重要です。

本事業は、こうした現状に鑑み、未来ある母子世帯の自立支援のための助成、および母子福祉の推進を図る母子生活支援施設等の実践を向上させることを目的とした研究のための助成を実施するものです。

本事業は、故 鯉淵鑪子氏より社会福祉法人 全国社会福祉協議会に遺贈された寄付をもとに実施するものです。

2. 助成内容（詳細は次頁以降参照）

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

助成対象：母子生活支援施設を利用している母

(2) 「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」

助成対象：母子生活支援施設に入所している子・母子生活支援施設退所後 2 年以内の子及び児童養護施設に入所する母子世帯の子

(3) 「母子生活支援施設の先駆的实践に対する研究助成」

助成対象：母子生活支援施設

3. 申請方法

各助成内容ごとに所定の「申請書」に必要事項を記入のうえ、全国社会福祉協議会 児童福祉部「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当あて提出してください。

4. 申込締切 平成 29 年 2 月 17 日（金）（当日消印有効）

故 鯉淵鑪子（こいぶち かねこ）氏のあゆみと本事業

故 鯉淵鑪子氏は 1917（大正 6）年、現在の茨城県常総市に生まれました。1941（昭和 16）年に夫・次夫氏と結婚されましたが、1946（昭和 21）年に次夫氏が戦病死。その後、戦争で夫を亡くした母子の生活改善をめざして、水海道市（当時）に「美葦会（みあしかい）」を発足。美葦会の活動は、後のNHK連続テレビ小説「藍より青く」のモデルとなりました。

その後「全国未亡人団体協議会」（現在の「全国母子寡婦福祉団体協議会」）の設立、「母子及び寡婦福祉法」の制定に尽力。また中央社会福祉審議会委員、郵政審議会委員等を歴任。2005（平成 17）年 7 月に永眠されました（享年 87）。

鯉淵氏には生前から「鯉淵母子福祉作文賞」実施に対するご寄付等、母子福祉の向上のために継続したご支援・ご協力をいただきました。「21 世紀が戦争のない、平和な日本であるように」と常に願っていた鯉淵氏から 2006（平成 18）年に新たに寄せられた本会への遺贈をもとに、本事業を平成 19 年度より 10 年間の予定で実施するものです。

(1) 「母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成」

① 概要

母子生活支援施設の利用者が地域で自立した生活を営むためには、資格取得をもって就労につながる事が有効な手段となります。全国母子生活支援施設実態調査(平成26年)においても、母子生活支援施設に入所中、通学により資格を取得された方々のうち就労に活かされた例は49.1%、通信教育等によるものでは52.9%です。

本助成は、母子生活支援施設利用者の方々の就労と自立を支援することを目的に、母子生活支援施設入所中に就労に関わる資格取得を主体的に進めようとする利用者(母)に対して、各施設が自立支援計画等にもとづいて資格取得を支援する場合の資金を助成します。

② 助成対象者

母子生活支援施設を利用している母(以下、当該利用者)

② 助成要件

- ・当該利用者が就労を通じて自立することを目的として取得する資格であれば、通学・通信の種類は問いません(例:運転免許、介護福祉士資格、通信制高校・大学等)。平成29年中(平成29年1月から12月)に受講を開始する場合に申請できます。
※平成29年よりも前から継続して受講している場合には対象となりません(受講2年次等)。
- ・資格取得に必要な経費が5万円以上である場合に申請できます。必要な経費とは、資格取得のための教育課程・講座等の受講料、受験費用等をさします。

④ 助成金額・人数

- ・助成金額 必要経費 10万円以上の場合 1人あたり10万円
必要経費 5万円以上10万円未満の場合 1人あたり5万円
- ・助成人数 90名

※1施設あたりの申請者数は、原則2名までとします。ただし、特別な理由により、これを超えて申請を希望する場合には、理由書を添付してください。

⑤ 申請方法・助成実施までの流れ

【申請】

以下の書類をそろえ、施設長が申請してください。

- ①申請書(様式I)
- ②教育課程・講座等の受講料が分かる資料(学校パンフレットの写し等)

【審査・施設への助成】

- ・全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査します。
- ・助成を決定した場合には、当該母子生活支援施設に決定通知を送付のうえ、助成金を施設の口座にお支払いします。

【当該利用者への助成】

助成を受けた母子生活支援施設においては、当該利用者が資格を取得するための教育課程・講座等の受講を開始した時点で、当該利用者にお渡しください。

【報告】

当該利用者にお渡し後、以下の書類をそろえ、施設より事務局に報告してください。

- ①教育課程・講座等に係る費用の支払いを証する書類(受講料、受験費用等の領収書、振込証明書等)
- ②当該利用者の作文「資格を取得に向けての所信」(800字程度)

(2) 母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成事業

①概要

母子生活支援施設に入所する母子世帯の子、また母子生活支援施設退所後2年以内の子が、高等学校卒業後、大学・専門学校等への進学を希望する場合に、入学時の支度金として就学資金を助成します。

また児童養護施設では、母子世帯の子が母親との生活から一時的に離れて入所している場合もあります。そのため、児童養護施設に入所している母子世帯の子が高等学校卒業後、大学・専門学校等に進学する場合にも同様に、本事業において就学資金を助成します。

②助成対象者

- ・母子生活支援施設に入所している母子世帯の子
- ・母子生活支援施設退所後2年以内の子
- ・児童養護施設に入所する母子世帯の子 ※寄付の趣旨により、母子世帯に限定(以下、当該児童)

③助成金額・人数

- ・助成金額 1人あたり20万円以内 ※助成は1人につき1回まで
- ・助成人数 40名

④申請方法・助成実施・助成後の流れ

【申請】

以下の書類をそろえ、施設長が申請してください。

- ①申請書(様式Ⅱ)
- ②入学希望校の合格通知書



【審査・施設への助成】

- ・全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査します。
- ・助成を決定した場合には、当該母子生活支援施設・児童養護施設に決定通知を送付のうえ、助成金を施設の口座にお支払いします。



【当該児童への助成】

助成を受けた母子生活支援施設・児童養護施設においては、当該児童が進学する際に、助成金をお渡しください。



【報告】

以下の書類をそろえ、施設より事務局に報告してください。

- ①在学を証する書類(在学証明書、学生証の写し等)
- ②当該児童の作文「進学にあたっての所信」(800字程度)

(3) 母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成事業

①概要

全国の母子生活支援施設では、多様で困難な課題のある利用者の入所が増えており、支援力の強化や、退所後の継続的支援が必要となっています。

加えて、児童福祉施設の一翼を担う施設として、地域の子育て家庭やひとり親家庭の支援等、その機能を拡充していくことが社会的にも求められています。

このため、母子生活支援施設に実際に必要とされている、より具体的課題をテーマであり、施設が中心となつて行う（研究者の協力を含む）先駆性をもった実践につながる研究やモデル的な取り組みに対して、研究費用の助成を行います。なお、他の母子生活支援施設においても共有し、活用できるテーマであることを要件とします。

②助成対象施設 母子生活支援施設

③助成金額・施設数・実施期間

- ・助成金額 1施設あたり100万円以内
- ・助成施設数 3施設
- ・研究実施期間 3年以内

④想定される事業内容(例示)

- ◆利用者の就労支援、生活支援、学習支援
- ◆入所時、入所中、退所時の関係団体と連携した支援
- ◆緊急的課題（DV加害者からの避難等）への対応
- ◆職員のメンタルヘルス
- ◆退所者(世帯)への継続的支援 等

⑤申請方法・助成実施・助成後の流れ

【申請】

以下の書類をそろえ、施設長が申請してください。

- ①申請書（様式③）



【審査・助成】

- ・全社協に設置する審査委員会において「申請書」を審査します。
- ・助成を決定した場合には、当該母子生活支援施設に決定通知を送付のうえ、助成金を施設の口座にお支払いします。



【報告】

研究事業終了後、以下のとおり事務局等に報告してください。

- ①「事業報告書」を事務局提出
- ②成果物（研究報告書、ツール等）を全国の母子生活支援施設へ送付
- ③「全国母子生活支援施設研究大会」等での研究報告の発表

5. 選考について

全国社会福祉協議会内に「鯉淵記念母子福祉助成事業」運営委員会を設置し、選考を行います。選考結果は、平成29年3月末を目途に各施設に通知します。

〔運営委員会委員〕（敬称略）

林 千代 （元文京学院大学 教授）

岡部 卓 （首都大学東京 都市教養学部 教授）

芹澤 出 （全国母子生活支援施設協議会 副会長）

寺尾 徹 （全国社会福祉協議会 常務理事）

6. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「鯉淵記念母子福祉助成事業」担当：上村、吉田

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

Eメール boshi@shakyo.or.jp

※郵送物には宛名に必ず「鯉淵記念母子福祉助成事業」と明記ください。